



写

事務連絡
令和2年3月4日

【重要】

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について留意事項を示しますので、関係各位におかれましては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課・学校保健担当課・学校安全担当課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課

附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課

御中

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を

受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校

及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出につ

いて（3月4日時点）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月28日付けで小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業等について通知※したところですが、改めて、臨時休業中の児童生徒の外出については、下記の点に留意くださるようお願いします。

なお、この情報については、令和2年3月4日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、一斉臨時休業中の児童生徒の外出については、以下の点に留意して指導すること。なお、臨時休業となっていない学校の児童生徒や休日等の外出についても同様の取扱いとする。

(1) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること。

(2) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと。

(下線部は、「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.htmlより引用)

また、地域によっては、放課後から夜間などにおける見回りとして、自治会や警察機関等と生徒指導上の課題等について共有した上で、保護者・PTAと地域住民によるパトロール、声掛けを実施している例もあることから、臨時休業中において児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためにも、こうした体制を活用することや、スクールガード・リーダー等の登下校時の見守り活動を行う方々の協力を得ることも有効と考えられること。

2 臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等の問題等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するとともに、児童生徒の相談に応じ、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行ったり、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行ったりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

(※参考) 令和2年2月28日付け文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(別添参考資料)

<本件連絡先>

(感染拡大の防止等保健管理に関すること)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
保健指導係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2918)

(児童生徒の心のケアに関すること)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室 生徒指導企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 3298)

(見守り活動に関すること)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2695)